

平成23年度 市有施設における 農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインの施行状況調査結果

愛知県は、県民の安全・安心への関心が高まる中、病害虫、ねずみ・昆虫等の防除に当たっては、農薬・殺虫剤等の薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないように配慮する取組を県が率先して推進するため、平成20年3月に「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

本市においても、より一層の薬剤適正使用の徹底を図るため、市有施設における病害虫等防除に当たっては、平成20年12月から県のガイドラインを運用しています。

今回、平成23年度の市有施設534施設におけるガイドラインの運用状況について、取りまとめました。

その結果、該当施設においては、このガイドラインに基づき適正に対応しており、薬剤のみに頼るのではなく、まず病害虫の発生予防、早期発見、物理的防除等を優先し、適切な防除技術を組み合わせることにより、薬剤の使用量を最小限にするよう努めていることが明らかとなりました。

1 調査概要

(1) 調査対象施設

市が所有又は管理する建物、土地及び樹木等の植物

表－1 市有施設の内訳

部局等	総務部	財務部	文化市民部	福祉部	健康部	環境部	産業部	建設部	都市計画部	総合動植物公園部	市民病院	上下水道局	消防本部	教育委員会	合計
市有施設数	1	1	64	31	6	11	113	66	5	6	1	80	9	140	534

注) 施設等の管理を委託している場合も含む。

(2) 調査対象薬剤

ア 農薬：農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病虫害及び雑草等の防除に用いられるもの。殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた薬剤

イ 殺虫剤：人の健康を損なう昆虫等及び人に不快感を与える昆虫等の防除に用いられる薬剤（農薬を除く。）

ウ 殺そ剤：ねずみの防除に用いられる薬剤（農薬を除く。）

エ 消毒剤：病原微生物の消毒に用いられる薬剤（器具、人体等の消毒に用いられる薬剤を除く。）

(3) 調査方法

「市有施設における病虫害等防除状況 自主点検票」により、市有施設を対象に、平成23年度における病虫害、ねずみ・昆虫等の発生予防、早期発見及び防除の考え方並びに農薬、殺虫剤及び殺そ剤、並びに消毒剤を使用した施設については使用の状況を調査しました。

2 調査結果の概要

(1) 病害虫等の発生予防

農薬についての調査の結果、該当施設（193 施設）の全てが、伝染源の除去等により薬剤によらず農薬の使用対象となる病害虫等の発生予防に努めていました。

殺虫剤及び殺そ剤についての調査の結果、該当施設（206 施設）の全てが、清掃の徹底などにより殺虫剤及び殺そ剤の使用対象となるねずみ、昆虫等の発生源対策に努めていました。

表－2 病害虫等の発生予防（農薬）

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
発生予防	①日ごろから、薬剤以外の方法で伝染源除去等による病害虫等の予防に努めていますか。	193	0	0	332	9

表－3 病害虫等の発生予防（殺虫剤及び殺そ剤）

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
発生予防	①日ごろから、清掃の徹底などの発生源対策に努めていますか。	206	0	0	319	9

(2) 病害虫等の早期発見

農薬についての調査の結果、該当施設（193 施設）のうち 184 施設において、定期的な生息調査などにより、病害虫等の発生の早期発見に努めていました。

殺虫剤及び殺そ剤についての調査の結果、該当施設（206 施設）のうち 191 施設において、殺虫剤及び殺そ剤の使用対象となるねずみ、昆虫等の定期的な生息調査を行っており、早期発見に努めていました。

表－4 病害虫等の早期発見（農薬）

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
早期発見	②定期的な生息調査などにより、病害虫等の発生状況を確認していますか。	184	9	0	332	9

備考) 一部実施：確認時期が不定期である。

表－５ 病虫害等の早期発見（殺虫剤及び殺そ剤）

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
早期発見	②定期的な生息調査などにより、ねずみ・昆虫等の発生状況を確認していますか。	191	15	0	319	9

備考) 一部実施：確認時期が不定期である。

(3) 病虫害等の防除の考え方

農薬についての調査の結果、該当施設（193施設）の全てが、防除の考え方に沿って適切に対応していました。

殺虫剤及び殺そ剤についての調査の結果、該当施設（206施設）のうち182施設において、防除の考え方に沿って適切に対応していました。

表－６ 病虫害等の防除の考え方（農薬）

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
防除の 考え方	③病虫害等の発生状況から防除の必要性を判断していますか。	193	0	0	332	9
	④まずは、捕殺や抜き取りなどの物理的防除を優先していますか。	193	0	0	332	9
	⑤定期的な農薬使用をしていませんか。	193	0	0	332	9

表－７ 病虫害等の防除の考え方（殺虫剤及び殺そ剤）

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
防除の 考え方	③定期的な生息調査の結果などから防除の必要性を判断していますか。	206	0	0	319	9
	④まずは、環境整備を含んだ発生源対策及び侵入防止対策を行っていますか。	205	0	1	319	9
	⑤物理的防除を優先し、有効かつ適切な方法を組み合わせて防除を行っていますか。	182	23	1	319	9
	⑥ねずみ・昆虫等の発生に関わらず、定期的な殺虫剤・殺そ剤使用をしていませんか。	203	3	0	319	9
	⑦乳幼児など、健康に配慮する必要がある人がいる区域については、殺虫剤・殺そ剤の使用をなるべく避けていますか。	194	0	0	331	9

備考) ⑤一部実施：病害虫の種類や場所の都合上、散布以外に適した方法がない。

⑥一部実施：衛生管理上、定期的な使用がやむを得ない。

⑦非該当：該当施設のうち、乳幼児など、健康に配慮する必要がある人がいない区域（12施設）を含む。

(4) 薬剤の適正使用と委託

市有施設のうち、農薬を使用したのは30施設、殺虫剤及び殺そ剤を使用したのは65施設、消毒剤を使用したのが4施設でした。薬剤を使用したほとんどの施設がガイドラインどおりに適正に使用していました。

表－8 農薬の適正使用と委託

区分	点検項目	実施	一部実施	未実施	非該当	無回答
農薬の 適正使用	⑥農薬は、農林水産省の登録番号のある農薬を使用していますか。	30	0	0	495	9
	⑦農薬は、ラベルの使用方法に基づき使用していますか。	30	0	0	495	9
	⑧知見のない農薬同士や、有機リン系農薬同士の混合をしていませんか。	30	0	0	495	9
	⑨農薬散布は必要最小限にしていますか。	30	0	0	495	9
	⑩農薬は、散布以外の使用方法があれば優先していますか。	24	1	5	495	9
	⑪農薬の飛散防止に配慮していますか。	30	0	0	495	9
	⑫周辺住民等に対して、農薬使用について十分に周知していますか。	24	0	6	495	9
	⑬学校や通学路の近隣、公園等では、危害防止に最大限配慮していますか。	30	0	0	495	9
	⑭農薬の使用状況を記録し、保存していますか。	26	0	4	495	9
委託	⑮業者委託の場合もこのガイドラインを遵守していますか。	21	0	0	504	9

備考) ⑩一部実施：個体数が多い箇所については、散布している。

⑩未実施：広範囲のため。

⑫未実施：施設開館前・休館日等、人の出入りがない時に実施しているため。

関係者以外立入禁止、周辺に住居がないため。使用量が極微量のため。

⑭未実施：使用量が極微量のため。

⑮非該当：該当施設のうち、直営による使用施設（9施設）を含む。

表－9 殺虫剤及び殺そ剤の適正使用と委託

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
殺虫剤及び 殺そ剤の 適正使用	⑧殺虫剤・殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品を使用していますか。	65	0	0	460	9
	⑨殺虫剤・殺そ剤は、その容器のラベル等に記載された使用方法等に基づき使用していますか。	65	0	0	460	9
	⑩殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、薬剤の種類・量などについて十分な検討を行い、散布以外の方法を優先していますか。	36	27	2	460	9
	⑪食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食防止を図るとともに、防除作業終了後、直ちに回収していますか。	26	3	0	496	9
	⑫殺虫剤・殺そ剤を使用した後は、必要な措置を行うことにより、施設利用者等の安全確保を図っていますか。	65	0	0	460	9
	⑬殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、施設の利用者等に対して、日時、作業方法等について十分に周知していますか。	59	0	6	460	9
	⑭殺虫剤・殺そ剤の使用状況を記録し、保存していますか。	48	11	6	460	9
委託	⑮業者委託の場合もこのガイドラインを遵守していますか。	24	0	0	501	9

備考) ⑩一部実施：病虫害の種類や場所の都合上、散布以外に適した方法がない。

⑩未実施：市販のスプレー式殺虫剤を使用。

⑪一部実施：直ちに回収は行っていない。

⑪非該当：該当施設のうち、食毒剤を使用していない施設（36施設）を含む。

⑬未実施：施設休館日等、人の出入りがない時に実施しているため。

発生を確認した時点で実施しているため。

⑭一部実施：使用量ではなく、購入量で記録している。

⑭未実施：使用量が極微量のため。

⑮非該当：該当施設のうち、直営による使用施設（41施設）を含む。

表－10 消毒剤の適正使用と委託

区分	点検項目	実施	一部 実施	未 実施	非 該当	無 回答
消毒剤の 適正使用	①消毒剤は、医薬品、医薬部外品又は食品添加物を使用していますか。	4	0	0	521	9
	②消毒剤は、ラベルの使用方法に基づき使用していますか。	4	0	0	521	9
	③消毒剤を使用する場合は、薬剤の種類・量などについて十分な検討を行い、散布以外の方法を優先していますか。	4	0	0	521	9
	④消毒剤を使用した後は、必要な措置を行うことにより、施設利用者等の安全確保を図っていますか。	4	0	0	521	9
	⑤消毒剤を使用する場合は、施設の利用者等に対して、日時、作業方法等について十分に周知していますか。	2	0	2	521	9
	⑥消毒剤の使用状況を記録し、保存していますか。	4	0	0	521	9
委託	⑦業者委託の場合もこのガイドラインを遵守していますか。	3	0	0	522	9

備考) ⑤未 実 施：施設休館日等、人の出入りがない時に実施しているため。

⑦非 該 当：該当施設のうち、直営による使用施設（1施設）を含む。

3 まとめ

市有施設のうち該当施設においては、まず病虫害の発生予防、早期発見、物理的防除等を優先し、薬剤のみに頼るのではなく適切な防除技術を組み合わせることにより、薬剤の使用量を最小限にするよう努めており、このガイドラインに基づき適切に対応していることが明らかとなりました。

今後も、ガイドラインの一層の普及・啓発を図っていきます。